



2023年7月23日帰着分
より適用

Ver.17

2023年8月17日作成

新うどん県泊まってかがわ割 ご利用マニュアル 《旅行事業者向け》

貸切バス利用
**団体旅行のみ
期間延長**

【参考】新うどん県泊まってかがわ割(全国旅行支援)の制度概要

対象者	日本国内在住者
対象旅行	貸切バスを利用する団体旅行（修学旅行を含む）
割引率	20%
割引上限額	①交通付宿泊旅行商品：5,000円／泊 ②上記以外（日帰り旅行含む）：3,000円／泊・回
クーポン券	平日：2,000円／泊・回、休日：1,000円／泊・回
利用制限	1回の旅行あたり7泊分まで（連泊か否かを問わず）

期間延長

2023年10月31日(火)

宿泊を伴う旅行は11月1日(水)チェックアウト分まで

※ただし、期間中であっても予算の上限に達した場合、予約受付を終了します。

対象となる 旅行

貸切バスを利用する団体旅行
(修学旅行を含む)

2023年7月1日(土)以降の新規予約分に限ります。

既存予約の取扱いについて：7月1日(土)以降に予約がなされた対象旅行商品が補助の対象となります。ただし、例外として受注型企画旅行については、確定書面の交付日が全国旅行支援対象販売開始日以降であって、旅行の実施日が対象期間内であれば補助対象となります。

審査・振込

**新うどん県泊まってかがわ割事務局
旅行事業者チーム**

〒760-0017 香川県高松市番町1丁目6-6

甲南アセット番町ビル5階 502

TEL:087-851-8720 / FAX:087-851-8723

事務局営業時間：月曜～金曜、10時～17時

(休日：土・日・祝日、年末年始 ※12/29～1/3休業)

メールアドレス：kagawa-wari.tabi@37.tripwari.jp

公式HP：https://www.new-kagawa-wari.com

注意事項

①新うどん県泊まってかがわ割（全国旅行支援）と観光需要回復支援事業（かがわ割NEXT）、島へ行こうキャンペーン事業との**併用は
いずれも不可**とします。

②**全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書**を宿泊事業所へメールまたはFAXで報告をしてください。誤った補助額の適用や観光クーポン補助券の誤配付などはすべて**旅行会社がその責任を負うもの**とします。

③対象の旅行会社は**香川県内に支店・本店・営業所**がある旅行会社に限ります。

更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/07	新規作成
Ver.2	2022/10/11	P14「月次報告期限について」を追加
Ver.3	2022/10/19	・「ワクチン3回」▶「ワクチン3回以上」に変更 ・P7「添乗員がつかない宿泊を伴う旅行」の図解中の「旅行事業者」の欄に「①本人確認および居住地確認 ②ワクチン接種歴等を確認」上記確認が事前にできなかった場合は「感染症拡大防止対策確認代行依頼書」を用いて宿泊施設に依頼を行う。」を追加
Ver.4	2022/11/04	「全国旅行割」を「全国旅行支援」に変更
Ver.5	2022/11/25	新うどん県泊まっかがわ割（全国旅行支援）の期間延長について ※令和4年12月27日（火）（12月28日（水））チェックアウト分まで延長とします
Ver.6	2022/12/20	2023年 全国旅行支援に内容変更
Ver.7	2022/12/27	P12 電子クーポンの受取（アクセスキー入力）について追記 P25 6）（1）2つ目の※ 文章修正
Ver.8	2023/01/04	P11「旅行日の8日後の日付」を「旅行日を含めて8日目の日付」に変更
Ver.9	2023/01/05	P11「旅行日を含めて8日目の日付」を「旅行日から7日後の日付」に変更
Ver.10	2023/02/06	P11「訂正がある場合は必ず「二重線を引き、訂正印」を押印して下さい」▶ 「二重線を引き、発行店舗の訂正印を押印すれば利用できます」に変更
Ver.11	2023/03/17	利用期間の延長「令和5年1月10日（火）から令和5年6月30日（金）泊（7/1チェックアウト）まで。」 注意 令和5年4月29日宿泊分から令和5年5月7日宿泊分（5/8チェックアウト）は対象外となります。 P9・10 4月・5月・6月カレンダー追加 P11 クーポン最終有効期限7月7日に変更 P16 実績報告提出期限日追加
Ver.12	2023/04/27	令和5年5月8日に5類への移行が確定したため条件を見直し P4 年5月8日よりワカチ検査パッケージ提示不要 P5 4月28日（金）まで対象 P6 ワカチ検査パッケージ運用に関する業務4月28日（金）まで P7 感染症対策ガイドラインに関する相談 4月28日（金）まで P18・19・20 対象月日追記「4月28日（金）まで対象」 P21 遵守事項と本人確認について追記「5月8日よりワカチ検査の条件は不要となります。ただし本人確認書類の提示は継続します」 P22・27 5月8日（金）以降感染防止対策は不要 P23・25 2023年5月8日以降は不要 追記 P29. ワカチ検査条件の対象日追記「以下4月28日（金）まで対象」 P.30 5月8日以降の条件について追記「本人確認は必要」「既予約の記録も確認不要」「本支援を適用せずに予約した旅行の支援対象ならず」
Ver.13	2023/06/26	貸切バスを利用した団体旅行のみ期間延長のため、新たにマニュアル作成（令和5年6月26日） P1・既存予約の取扱いについて追記 ・貸切バスを利用した団体旅行のみ利用期間の延長「令和5年6月30日（金）チェックアウトまで」→「令和5年10月31日（火）チェックアウトまで」・発売日 7月1日（土）・かがわ割NEXTと島へ行くキャンペーン事業との併用はいずれも不可 P1.3.4.9. 2023年7月1日出発分より 宿泊事業者への連絡方について追加全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」クーポン発券依頼書 を宿泊事業所へメールまたはFAXで報告をしてください。 P3 7月以降の取扱いについての注意事項 P4全体スキーム作成 P5月次報告7月以降追加 P6本人確認書類及び同意確認書追加 P7.全国旅行支援「新うどん県泊まっかがわ割」クーポン発券依頼書 記入例 P8, 9 カレンダー7月以降更新 P20 Q&A7月以降の取扱いについて追記
Ver.14	2023/07/03	P4 全体スキーム「すべての旅行者に対して署名をもらってください。」追記 P6 宿泊事業者へクーポン発行依頼書面更新 P7 本人確認書類及び同意確認書追加
Ver.15	2023/07/20	P13～22 全国統一窓口閉鎖に伴いかがわ割事務局で対応に変更のため「全国統一窓口」の文言削除 ワカチ検査についてすべて削除 P11～12 クーポン利用方法追記
Ver.16	2023/07/27	P1・3 注意事項 対象の旅行会社は香川県内に支店・本店・営業所がある旅行会社に限ります。
Ver.17	NEW 2023/08/17	P15 2) 定義等 販売申請・販売状況報告マニュアル<旅行事業者用> →事業者マイページシステム操作マニュアル<基本操作編>に書き換え 3)「香川県内に本店・支店・営業所がある旅呼応会社であれば、香川県以外の旅行会社（支店・営業所）も対象となります」追記 P16 5) 対象となる商品③ア）・イ）・ウ）・エ）・オ) 追記

NEW

7月以降の取扱いについて 注意事項

7月1日出発以降は貸切バスを利用した団体旅行のみ対象です。

- ✓ ①新うどん県泊まってかがわ割（全国旅行支援）と観光需要回復支援事業（かがわ割NEXT）、島へ行くキャンペーン事業との併用はいずれも不可とします。

- ✓ ②宿泊事業者は、全国旅行支援の対象か否かの判断はできません。必ず、事前に**全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書**を宿泊事業者へメールまたはFAXで報告をしてください。報告がない場合、宿泊事業者はクーポン券の配付をいたしません。また、補助金の申請も対象外となります。

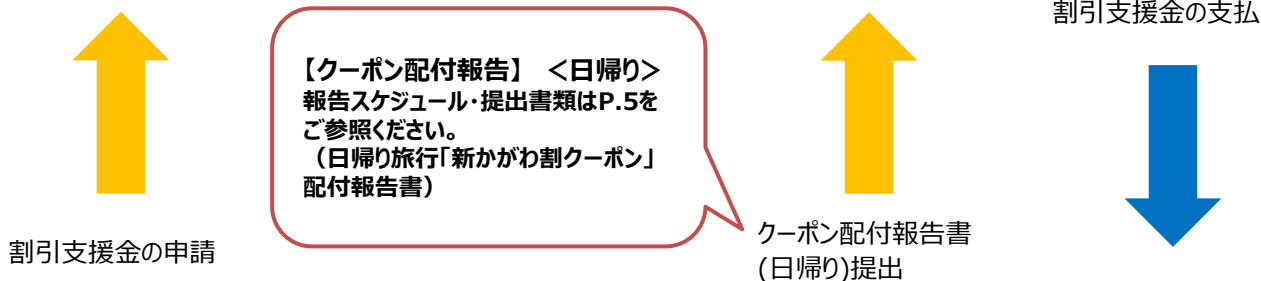
- ✓ ③対象の旅行事業者は香川県内支店・本社・営業所がある旅行事業者に限ります。

「新うどん県泊まってかがわ割」全体スキーム

取扱マニュアル<旅行事業者用>も必ずご確認ください。

補助金審査センター

新うどん県泊まってかがわ割事務局



旅行事業者

⚠️【クーポン発行依頼】<宿泊あり> ※P.6参照

※**宿泊事業者にて保管**(宿泊事業者使用欄を記載済のもの)

宿泊事業者へクーポン発券依頼書をメールまたはFAXで報告
(全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書) 書式は新うどん県泊まってかがわ割公式HPに掲載します。

【本人確認】 ※P.7参照
<宿泊あり> <日帰り>

※**旅行事業者にて保管**

すべての旅行者に対して署名をもらってください。
(本人確認書類及び同意確認書)

宿泊事業者

・旅行事業者からの連絡を受け
宿泊日までにクーポン配付準備

・本人確認
・クーポン配付

旅行者



宿泊事業者では 全国旅行支援対象か否かの判断がつかないため、必ず事前に**全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書**を宿泊事業者へメールまたはFAXで報告をしてください。

日帰り旅行参画事業者向け 「新うどん県泊まってかがわ割クーポン」(月次報告)

HPよりダウンロードしてください。
<https://www.new-kagawa-wari.com>

【全国旅行支援】新うどん県泊まってかがわ割キャンペーン

旅行会社用 2 月分 日帰り旅行「かがわ割クーポン」配布報告書

決定通知書番号

- ①「かがわ割」参画通知番号
②旅行事業者名 をご入力下さい。

旅行会社名

クーポン 付与枚数 合計	クーポン 付与額 合計
0枚	0円

日帰り旅行 下限販売額

	平日	休日
下限販売額	3,000円以上	2,000円以上

1人当たり旅行代金が下限未満の場合、クーポンはありません。

クーポン配布の注意事項

※日帰り旅行のみ「かがわ割クーポン」を旅行代理店様で配布頂きます。実施日に合わせて下記枚数のクーポンを配布して下さい。
・電子クーポン券配布枚数；平日…一律¥2,000円・休日…一律¥1,000円 (1人当たり)

見本	旅行会社情報			日帰り旅行		クーポン			備考
	旅行者名 (代表者)	旅行者住所 (市または町まで入力)	電話番号	日帰り旅行 実施日	参加人数	付与枚数	クーポン券番号 ※連番の場合は 「AAA ~ BBB」と記入 ※バラ番の場合は右側の備考に記入を 願います。	付与額	
例	琴平 次郎	高松市	000-123-4567	2023年2月8日(水)	5	5	00000001 ~ 00000005	5,000	
例	緩川 三平	観音寺市	090-0000-0000	2023年3月12日(日)	10	20	00000006 ~ 00000025	20,000	

- ①旅行者名 (代表者) ⑤参加人数
②旅行者住所 ⑥クーポン 配付枚数
③電話番号 ⑦クーポン 券番号
④旅行実施日 を入力してください。

日帰り旅行プランに参画する旅行事業者は毎月クーポン配付報告書を
メールにて事務局にご報告下さい。

また、何らかの理由で無効になってしまったクーポン券も破棄せずに保管
して下さい。全ての事業終了後、未使用ならびに無効クーポンを全て回
収し、報告書の内容と突合いたします。

月次報告期限について

「新うどん県泊まってかがわ割」の日帰り旅行プラン参加の旅行事業者、7月23日帰着分以降の団体旅行は、下記のスケジュールに従い、事務局への報告をお願いします。報告書等の様式は、ホームページよりダウンロードしてください。

※販売実績がない場合においても、月次の実績報告は提出いただきますようお願いいたします。

報告内容	提出書類	提出期日	提出方法
7月分販売実績 7月1日から7月31日までの販売実績	「新かがわ割クーポン」配付 報告書のみ ※「同意確認書面」「新かが わ割クーポン」受領書の提出 は不要です。 但し、内容の確認等で提出を 求める場合がありますので、原 本は必ず保管してください。 また、必要な書類等は補助金 交付を受けた翌年度から5年 間保管をお願いします。	8月10日 (木) 必着	郵送orデータ
8月分販売実績 8月1日から8月31日までの販売実績		9月8日 (金) 必着	郵送orデータ
9月分販売実績 9月1日から9月30日までの販売実績		10月10日 (火) 必着	郵送orデータ
10月分販売実績 10月1日から10月31日までの販売実績		11月10日 (金) 必着	郵送orデータ

宿泊事業者へクーポン発券依頼書面
(全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書)
書式は新うどん県泊まってかがわ割公式HPに掲載します。

事前に宿泊事業者へメールまたはFAXで通知をお願いします。

NO. _____

記入例

《全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」クーポン発券依頼書兼同意書》

7月以降参画済 旅行事業者様のみ 【不参画旅行事業者様は対象外】	下記部分	にご記入後、原則、 宿泊日の7日前まで に依頼をお願いします。
	【この用紙が宿泊施設に届かない場合は、 クーポンを受領することができません。 】	

宿泊施設名	宿泊施設 メールアドレス or FAX番号	発券依頼日(mm/dd)
〇〇ホテル	御中 087-123-4567	7月3日

※この団体は、全国旅行支援「新かがわ割」適用につき、電子クーポンの発券をお願いします。

新かがわ割クーポン発券依頼内容			
宿泊日 (mm/dd)	2023年7月15日(土)	宿泊日数	1泊
フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		
団体名	〇〇株式会社		
当日代表者名 (添乗員名)	高松 一郎	携帯電話番号	090-1234-5678
利用バス会社/車種・台数	△□バス 大型1台	到着予定時間	17:00頃
ご旅行人数	合計人数	人数内訳	
	40名様	大人 35名様	小人 4名様 幼児 1名様
クーポン枚数	40枚	クーポン額	40,000円
参画済 旅行事業者名	□〇交通社	支店(営業所)名	四国支店
手配担当者名	香川 次郎	MAIL	kagawa-wari@trip.jp
電話番号	012-3456-7890	FAX番号	012-3456-7899

宿泊事業者 使用欄			
宿泊事業者名	受付日	受付者	当日 配付担当者
高松〇〇ホテル	7/3	讃岐花子	四国 太郎
当日宿泊者数	合計人数	人数内訳	
	37名様	大人 33名様	小人 3名様 幼児 1名様
クーポン券番号	連番① 1234001	～	1234033 33枚
クーポン券番号	連番② 1234035	～	1234036 2枚
クーポン券番号	飛び番① 1234038	&	1234040 2枚
クーポン券番号	飛び番①	&	枚
クーポン枚数	計 37枚	クーポン額	37,000円

本人確認書類及び 本事業利用同意	※ご提示いただいた個人情報につきましては、本事業の記録確認以外には使用致しません。 ※新かがわ割クーポンを受け取った後に、宿泊日程の短縮(減泊)や参加人数の減少等があった場合には、クーポンを返却してください。 【スマートフォンをお持ちではなく紙クーポンとして利用する場合 スクラッチ後無効/再発行不可】 万一、クーポンの返却、現金での返金をしなかった場合には、補助金の不正受給となります。 <input type="checkbox"/> 本人確認書類の提示に同意します。 <input type="checkbox"/> 本事業のクーポン内容(枚数・有効期間)に異論ありません。
	代表者お名前(署名) _____
本人確認書類 1点確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険等被保険者証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等各種福祉手帳 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 公機関が発行した資格証明書 <input type="checkbox"/> 学生証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。

☆この書面は、事務局に提出する必要はございません。
但し、この事業は会計検査院対象事業ですので、クーポンを配付した年度の翌年度から5年間保管をお願いいたします。

本人確認書類及び同意確認書

★すべての旅行者（宿泊・日帰り旅行両方）に対して

1.本人確認及び居住地確認2.宿泊日数の短縮・参加人数の減少時の対応

1・2に同意していただき署名をもらってください。

書式は新うどん県泊まってかがわ割公式HPに掲載します。

No. _____

宿泊	日帰り
----	-----

いずれかに○印をつけて下さい。

7月1日以降 全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割」

《本人確認書類及び本事業利用同意確認書》

ご旅行日	2023年 月 日	旅行日数	泊
フリガナ			
代表者お名前			
ご旅行人数	合計人数	人数内訳	
	名様	大人	小人
	名様	名様	幼児
ご住所	(都・道・府・県)		
携帯番号			
【A】本事業割引前の総旅行代金 - 【B】自社プランによる割引等の他割引金額（割引額）		総額	円
※新かがわ割より前に差引			
【C】本事業の補助金額（割引額）		総額 ▲	円
【D】金券等での支払い ※新かがわ割より後に差引		総額 ▲	円
【E】本事業割引後の旅行代金（A-B-C-D）		総額	円
クーポン券番号・枚数 ※日帰りのみ記入		クーポン額 ※日帰りのみ記入	
【 ~ 枚 】			
計 枚		円	
本人確認書類及び本事業利用同意	<p>代表者本人及び同行者の在住確認のため本人確認書類のご提示をお願いします。</p> <p>※ご提示いただいた個人情報につきましては、本事業の記録確認以外には使用致しません。</p> <p>※新かがわ割クーポンを受け取った後に、宿泊日程の短縮（減泊）や参加人数の減少等があった場合には、クーポンを返却してください。</p> <p>【スマートフォンをお持ちではなく、紙クーポンとして利用する場合 スクラッチ後無効/再発行不可】</p> <p>万一、クーポンの返却、現金での返金をしなかった場合には、補助金の不正受給となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類の提示に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業の補助金額、クーポンの内容(枚数・有効期間)に異論ありません。</p> <p>代表者お名前（署名）</p> <p>_____</p>		

旅行事業者 使用欄

旅行事業者名	確認者
<p>【本人確認書類 1点確認】</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険等被保険者証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 障害者手帳等各種福祉手帳</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 公機関が発行した資格証明書 <input type="checkbox"/> 学生証(住所記載必須) <input type="checkbox"/> 在留カード</p> <p><input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。</p>	

旅行事業者の皆さんへ

☆この書面は事務局に提出する必要はございません。

但し、「新うどん県泊まってかがわ割」は会計検査院対象事業ですので、割引補助を受けた年度の翌年度から **5年間保管**をお願い致します。

宿泊旅行カレンダー

(注意) 「宿泊旅行」と「日帰り旅行」では**平日**と**休日**の定義（考え方）が異なりますので、下記および 次ページのカレンダーを参照ください。

休日と平日の取扱いについて

平日と**休日**の定義は次のとおりです。

☆ **宿泊旅行**……宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合を「**休日**」として扱い、それ以外を「**平日**」として扱います。

☆ **日帰り旅行**…土曜・日曜・祝日を「**休日**」として扱い、それ以外を「**平日**」として扱います。

土曜日
 日曜日・祝日

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						休日
2	3	4	5	6	7	8
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
9	10	11	12	13	14	15
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
16	17	18	19	20	21	22
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
23	24	25	26	27	28	29
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
30	31					
平日	平日					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		平日	平日	平日	平日	休日
6	7	8	9	10	11	12
平日	平日	平日	平日	平日	休日	休日
13	14	15	16	17	18	19
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
20	21	22	23	24	25	26
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
27	28	29	30	31		
平日	平日	平日	平日	平日		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					平日	休日
3	4	5	6	7	8	9
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
10	11	12	13	14	15	16
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
17	18	19	20	21	22	23
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
24	25	26	27	28	29	30
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
8	9	10	11	12	13	14
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
15	16	17	18	19	20	21
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
22	23	24	25	26	27	28
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
29	30	31				
平日	平日	平日				

日帰り旅行カレンダー

土曜日
 日曜日・祝日

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1 休日
2 休日	3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 平日	8 休日
9 休日	10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 平日	15 休日
16 休日	17 休日	18 平日	19 平日	20 平日	21 平日	22 休日
23 休日	24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 平日	29 休日
30 休日	31 平日					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1 平日	2 平日	3 平日	4 平日	5 休日
6 休日	7 平日	8 平日	9 平日	10 平日	11 休日	12 休日
13 休日	14 平日	15 平日	16 平日	17 平日	18 平日	19 休日
20 休日	21 平日	22 平日	23 平日	24 平日	25 平日	26 休日
27 休日	28 平日	29 平日	30 平日	31 平日		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1 平日	2 休日
3 休日	4 平日	5 平日	6 平日	7 平日	8 平日	9 休日
10 休日	11 平日	12 平日	13 平日	14 平日	15 平日	16 休日
17 休日	18 休日	19 平日	20 平日	21 平日	22 平日	23 休日
24 休日	25 平日	26 平日	27 平日	28 平日	29 平日	30 休日

10月

日	月	火	水	木	金	土
1 休日	2 平日	3 平日	4 平日	5 平日	6 平日	7 休日
8 休日	9 休日	10 平日	11 平日	12 平日	13 平日	14 休日
15 休日	16 平日	17 平日	18 平日	19 平日	20 平日	21 休日
22 休日	23 平日	24 平日	25 平日	26 平日	27 平日	28 休日
29 休日	30 平日	31 平日				

連続した宿泊予約の注意点

→ 実質的に連続した日付の場合は、旅行契約を分割していても連泊とみなされます。

(例：同一の旅行者が7連泊ずつしている申込がふたつある場合は14連泊とみなします。)

1つ目の予約

2つ目の予約

1	2	3	4	5	6	7
1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目

1	2	3	X	5	6	7
8泊目	9泊目	10泊目	11泊目	12泊目	13泊目	14泊目

連泊とみなして対象外となります！

新かがわ割クーポンの取扱い

●概要

- ・本事業において旅行代金を補助した場合は、旅行者に対し「**平日2,000円分**（1人当り）※3,000円以上の旅行商品の場合」、「**休日1,000円分**（1人当り）※2,000円以上の旅行商品の場合」のクーポンを配付します。
- ・**宿泊旅行**においては全て（宿泊事業者直接販売、OTAを含む旅行会社からの予約）宿泊事業者にてチェックイン時に配付。
- ・**日帰り旅行のみ、事前に「かがわ割事務局」に日帰り旅行参画登録した場合に限り、旅行事業者から配付。**
- ・配付したクーポンのシリアルナンバーは必ず控えてください。
- ・旅行の取消や人数の変更があった場合で、クーポンの配付枚数が減少する場合は、参画旅行事業者の責任において、必ず旅行者からクーポンの返還を求めてください。

2023全国旅行支援では、国の方針（指示）により、原則、旅行者のスマートフォンを活用を前提とした『**クーポンの電子化(電子クーポン)**』となります。但し、**スマートフォン等をお持ちでない方で、電子クーポンとしてご利用できない旅行者は紙クーポンとしても利用いただける仕様となっております。**

配付時には、お客様に利用方法のご説明をお願いいたします。（『**利用方法**』のチラシもご参照ください。）

クーポン券配付時に必ず記載をして下さい！

管理番号と配付枚数を控えてください。



① **旅行業者名**を記載してください。
（ゴム印等）
※手書きの場合は担当者印を押印してください。

② **有効期間**を記載してください。
★手書きで結構なので、ボールペン等で記入してください。
左欄：日帰り旅行日 例) 日帰り旅行日2023/4/1の場合
右欄：旅行日から**7日後の日付** ▶有効期限は2023/4/**8**です。
※最終日10/31発日帰り旅行の有効期限は**2023/11/07**となります。

有効期限の記入間違い等、訂正があった場合
→**二重線**を引き、**発行店舗の訂正印**を押印すれば利用できます。
※修正テープでの訂正は不可です。

記入例
~~2023年3月10日~~

①②は必ず記載して下さい。
「**記載がないもの**」や「**有効期限に誤りがあると思われるもの**」はクーポンとして使用できません。

基本的に電子クーポン券に変わっても、旅行事業者様が行って頂く内容は紙クーポン配付時と変更はございません。
旅行者に電子クーポン券をお渡しの際、利用方法の説明をお願いします。

新かがわ割クーポン（原則、電子クーポン）について

(2) 複数の引換券をひとつにまとめた場合



①

『別の「新かがわ割クーポン」残高を合算する』のボタンを押下

②

合算したいチケットのURLをコピーし、貼り付け、「合算後の残高を計算」ボタンを押下

③

合算金額を確認し、「合算する」ボタンを押下

有効期限が異なる残高は合算できませんのでご注意ください。

④合算完了！

(3) 電子クーポンの利用方法

①

ブックマーク
ホーム画面に追加から
または

P12の「(1)電子クーポンの受け取り方法」①②※1
の手順から右記画面にアクセスします

※1▶電子クーポン券から再度QRコードの読み取りとアクセスキーの入力を行ってください



②

「コード読み取り」ボタンを押下し、コード読み取り画面を表示します



加盟店に設置してあるQRコードを読み取ります
※コード読み取りのために当サイトにおけるカメラ使用を許可いただくようお願いいたします。

③



支払画面が表示されたらご利用金額を入力し、お店の方に金額をご確認いただいた上で、「支払う」ボタンを押下してください

④



ご利用完了！
お店の方に支払完了画面をご確認いただき、ご利用完了です

⑤



※画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合がございます。

新かがわ割クーポン（原則、電子クーポン）について

(4) 電子クーポン利用方法(カメラ読み取りがうまくいかない場合)

ブックマーク
ホーム画面に追加から
または
P12の「(1)電子クーポンの受け取り方法」①②※1
の手順から右記画面にアクセスします

※1▶電子クーポン券から再度QRコードの読み取りとアクセスキーの入力を行ってください

①  ② 

「コード読み取り」ボタンを押下し、コード読み取り画面を表示します

下段にあるパスコードを入力するを押してください。

③  ④  ⑤ 

QRコード（店舗側のQRコード読込台紙）の下にある6桁のパスコードを入力してください。
画面が表示されたらご利用金額を入力し、お店の方に金額をご確認いただいた上で、「支払う」ボタンを押下してください

ご利用完了!
お店の方に支払完了画面をご確認いただき、ご利用完了です

ご利用推奨環境

【OS】

- iPhone : iOS 10以降
- Android : Android 7.0以降

【ブラウザ】

- iPhone : Safari最新版
- Android : Chrome 最新版



※ 古いAndroidでは、Chromeとは別に、地球のアイコンをした「ブラウザ」アプリが入っている場合がありますが、ブラウザはChromeを利用してください。

新うどん県泊まってかがわ割について【香川県要領】

1. 実施概要

日本国内に居住する方（国籍は問いません）を対象に、旅行代金の最大**20%補助**（**上限3,000円/1人泊当たり**【**交通付宿泊旅行の場合上限5,000円/1人泊当たり**】、**日帰り旅行の場合は上限3,000円/1人1回当たり**）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる「**地域クーポン（以下、新かがわ割クーポン）**」を**平日2,000円・休日1,000円分**付与する全国からの旅行者を対象とした全国旅行支援です。

（1）旅行商品・宿泊代金の補助

① 参画旅行事業者が販売する県内旅行商品代金（日帰り旅行商品含む）

② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金（直接販売・OTA販売等）

※いずれも1人泊当たり商品代金の20%（上限3,000円/1人泊）を上限に補助を行う

（2）新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり平日2,000円、休日1,000円分を「宿泊商品」については全て宿泊施設を通じてチェックインの際に旅行者に配付

※ただし、**1人当たりの旅行代金（宿泊代金）平日 3,000円以上/休日 2,000円以上**とし、**それ未満の金額の旅行商品は補助金・クーポン配付の対象外となります。**

2. 実施期間

◎実施期間：令和5年7月1日（土）から令和5年10月31日（火）宿泊分（11月1日（水）チェックアウト分）まで

※但し、予算が無くなり次第、順次終了となります。

※対象期間中に、国の方針や感染症の状況により制度が変更になる場合がありますので、最新の情報は公式HPでご確認下さい。

3. 遵守事項

①旅行者が対象商品を利用する際は、本人確認を必ず行うこと。

4. 本事業における旅行者の本人確認方法

旅行事業者は予約時に、運転免許証等の本人確認書類の提示により、旅行者本人であることを確認してください。

宿泊当日に本人確認書類の提示ができなかった場合には、その方は本事業の補助金の対象外となることを旅行者に伝えて下さい。

5. 対象事業者

（1）旅行・宿泊代金補助

旅行商品の補助金は、以下①、②の事業者のうち、本事業に参画する事業者に交付します。参画承認後、参画事業者に配分額を通知し、その配分額の範囲内で実績報告に基づき交付します。

① 新かがわ割事務局にて本事業への参画申込みを行い、承認された者（旅行事業者）

② 香川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受けた宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

※上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

（2）地域（新かがわ割）クーポン

宿泊旅行に関しては全て（宿泊事業者の直接手配、OTAを含む旅行会社から予約された）の旅行者（宿泊者）に対して参画宿泊施設を通じてチェックインの際に配付していただきます。

日帰り旅行（「新かがわ割事務局」に日帰りプランの参画登録が必要です。）に関しては旅行事業者からクーポンを配付します。

注意

宿泊施設では 全国旅行支援対象か否かの判断はできません。必ず予約時に全国旅行支援「新うどん県泊まってかがわ割クーポン発券依頼書」を宿泊施設へ提出してください。提出がない場合は当日クーポン券の配付はできません。また補助金の対象にもなりません。

「新かがわ割」における旅行商品に対する補助の対象や注意点

≪補助対象≫

≪補助の対象者≫

- 日本に在住している方に限ります。 ※国籍は問いません。

(1) 宿泊を伴う旅行商品共通 (旅行事業者向け)

【対象】

香川県内における宿泊が対象です。

本補助金制度は既存の旅行プランも対象ですが、体験プログラムや食事等の充実など、事業の趣旨に則った旅行補助プラン造成をお願いします。

【対象外】

- ①特典としてQUOカード、ビール券付プラン、JRチケット単品など**換金性の高いもの**が付いている商品

【換金性の高いものとは次のとおりです。】

- ・金券類 (QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等)

ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

- (ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。
- (イ) 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。
- (ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。
- (エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- ・鉄道の普通乗車券・特急券 (指定席券等を含む) ・回数券、普通航空券 (往復航空券や上位クラス利用料金を含む) 等

※ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

- ・収入印紙や切手

- ②1人1泊あたり平日3,000円/休日2,000円未満の旅行商品

- ③旅行商品の予約のキャンセル料 など

(2) 宿泊提供の場合 (宿泊事業者向け)

宿泊施設は、本事業参画宿泊施設であることを条件とします。

(チェックインの際、本人確認書類 (運転免許証等) の提示と宿泊者全員に新かがわ割電子クーポン券お渡し時に署名をしていただきます。)

※参画宿泊施設一覧はキャンペーン公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)をご確認ください。

【対象】

- ①素泊まり、1泊朝食付き、1泊2食付き、無料特典付きウェルカムドリンクサービス付き、ファミリープランでの1ドリンク付き など

- ②旅行中に限り利用できる観光施設の入場券等がセットの商品

- ③1人1泊あたり平日3,000円/休日2,000円以上の旅行代金であること

【対象外】

- ①商品券付き宿泊プラン

- ②QUOカード、ビール券付きプラン、JRチケット単品など換金性の高いものや、換金性の高いチケット、換金性の高い入館チケット、基本的な宿泊料金に含まれないサービス、ルームサービス、追加料金、飲み物代等 (「換金性の高いもの」の定義は上記(1)①を参照下さい)

- ③入湯税 (※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない)

- ④宿泊代金に含まれない駐車場代 (駐車場込宿泊プランは対象)

- ⑤宿泊代金が1人1泊あたり平日3,000円/休日2,000円未満の場合

- ⑥幼児等の施設使用料、布団のみ・食事のみ又はその両方のサービスに対する費用 (※総旅行代金に含まれている場合はその限りではない) など

※商品造成の際のご不明な点はお気軽に事務局までお問い合わせください。

※条件を満たしていないと判断された場合には補助金をお支払いできない場合があります。

≪注意点≫

1旅行当たり7泊分まで。(連泊か否かを問わず)

- ①同一施設での連泊、複数施設でのツアー連泊なども対象となります。

- ②旅行目的による条件はありません。出張等 (ビジネス) にも適用可能。但し、ライセンスや資格の取得を目的とした旅行商品、**公費出張**は対象外です。

- ③**旅行契約に定められた旅行期間中に、「対象期間外」の日程が含まれている旅行は補助の対象外となります。**

≪パンフレットおよびインターネットへの商品掲載における記載例≫

【必須】

- ・『新うどん県泊まっかがわ割』適用プランであること。

- ・キャンペーンロゴを掲載してください。(新うどん県泊まっかがわ割キャンペーン公式HPよりダウンロードしてください)

- ・補助金上限額に達し次第、宿泊補助プランの販売は終了となります。

- ・宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、補助適用前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けること。

- ・本人確認が確認できない場合、適用外とさせていただきます。

【運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどの本人確認書類を必ず提示していただくこと。】

- ・県内の感染状況によっては、本事業が休止となる場合があること。

- ・本来の価格 (元の価格) と補助適用後の価格を明示し、旅行者がその価格に対し、補助があることを明確に認識できるようにすること。

新うどん県泊まってかがわ割の要領

1.全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）

1) 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（以下「全国旅行支援」という。）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の広がりを抑制しつつ、都道府県において、感染症の影響に考慮した「新たな旅のスタイル」への対応や、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県（以下「対象都道府県」という。）が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン等の付与のために必要な費用を支援する事業です。

2) 定義等

- （1）全国旅行支援による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「地域クーポン」という。）の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。
- （2）本事業の対象となる旅行は、日本国内に居住する旅行者による対象都道府県を目的とする旅行となります。
- （3）本事業における定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。
 - ・「新うどん県泊まってかがわ割」取扱マニュアル〈旅行事業者用〉（規程類では「本取扱要領」という）
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル〈旅行事業者用〉（規程類では「取扱マニュアル〈旅行事業者用〉」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ〈旅行事業者用〉：取扱マニュアル〈旅行事業者用〉を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル〈旅行事業者用〉：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
 - ・全国を対象とした観光需要喚起策 事業者マイページシステム操作マニュアル〈基本操作編〉：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
 - ・事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したもの。

3) 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とし、これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、対象となります。

- （1）香川県内に本社・支店・営業所がある旅行会社（香川県に本社・支店・営業所がある旅行会社であれば、香川県以外の支店・営業所も対象となります）
 - 第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。
 - ※旅行サービス手配業は除く。

4) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

旅行事業者の申し出を受けて、当該旅行事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。

(1) 大綱

- ①本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。
- ②①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

(2) 細目（規程類では「本取扱要領」という）

- 1 本事業の定める感染拡大防止策を講じていること。**(*2023年5月8日以降は不要)**
- 2 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。
- 3 本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、地域クーポンの適切な付与が行われるよう宿泊事業者等に通知を行うこと。
- 4 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- 5 販売補助金と地域クーポンが一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- 6 架空予約など、旅行や施設の予約を捏造しないこと。
- 7 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- 8 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- 9 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。
- 10 全国旅行支援対象販売開始日2023年7月1日（土）以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。ただし、特例として受注型企画旅行については、確定書面の交付日が全国旅行支援対象商品販売開始日以降であって、旅行の実施日が都道府県の定める対象期間内であれば、補助の対象となります。
また、全国旅行支援対象商品販売開始日より前に予約がなされていたが、全国旅行支援対象商品販売開始日以降に、全国旅行支援の補助適用となるクーポン等を付与したとしても補助の対象外となります。
11. 2023年7月1日(土) 以降個人旅行は新うどん県泊まってかがわ割の対象外です。（旅行会社経由・OTA経由すべて）

新うどん県泊まっかがわ割の要領

12 補助金の申請にあたっては、旅行会社の造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

13 反社会的勢力の排除

(ア)自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

i.暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ii.暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

iii.暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

iv.自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

v.暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

vi.暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

vii.暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(イ)（ア）のii.からvii.までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

5) 販売補助金の対象となる商品

(1) 対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりです。

※上記3) 販売補助金の対象となる商品の販売者が満たす事業者が販売する旅行商品に限りです。

※上記4) 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

① 貸切バスを利用した旅行・宿泊商品（修学旅行含む）

販売登録のある宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。

ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるものは除きます。

※販売登録がない宿泊施設を旅行商品とした場合、補助金の対象外です。

② 貸切バスを利用した日帰り旅行商品

旅行商品（企画旅行または手配旅行）のうち、次のいずれも満たすものとなります。

(ア) 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む必要があります。

ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とします。

(イ) 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含む必要があります。

ただし、上記（ア）（イ）の2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とするなどのような、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除きます。

(ウ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の利用を含むものが対象となります。

③ 貸切バスを利用した宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本取扱要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品をいいます。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象となります。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除きます。

(イ) 鉄道

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車（※）の利用を含むものが対象となります。

※有料列車とは、新幹線やJR特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指します。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除きます。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1乗船で片道50km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象）となります。

ただし、次の航路は距離に関わらず、旅行の行程に含まれていれればすべてが対象となります。

・離島振興法（昭和28年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）および沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）における指定離島等を結ぶ航路

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の2時間以上の利用を含むものが対象となります。

(オ) 乗合バス

1乗車で片道50km（営業キロ）以上の利用を含むものが対象となります。

(カ) タクシー、ハイヤー

1乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか1地点との直線距離が50km以上の利用を含むものが対象となります。

新うどん県泊まっかがわ割の要領

(2) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

①換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能です。

(ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

(イ) 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(エ) その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等

※ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

・収入印紙や切手

②対象の旅行会社経由で貸切バスを利用した団体旅行であること。

③商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

④商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

⑤旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

⑥行程に国外の地域が含まれないこと。

⑦ライセンスや資格の取得を目的としないこと／ライセンスや資格の取得費用は補助の対象外となります。

⑧上記①～⑦のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

(3) 対象となる商品例（代表的なものを例示）

①日帰り旅行商品

・貸切バスと体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品

・貸切バスと旅行先でのランチがセットになった旅行商品

・貸切バスと果物狩り体験がセットになった旅行商品

(4) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

①商品全般

・ヨガライセンス取得講習付き商品

・ダイビングライセンス取得講習付き商品

・運転・操縦免許等（合宿）付き商品

・接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品

・宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品

・通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品

②日帰り旅行商品

(ア) 運送サービスしか含まれていないもの

・鉄道への乗車 + 船舶の乗船

・地域周遊きっぷのみ

・往復バスの乗車のみ

(イ) 旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの

・目的地までの片道のバス乗車と食事

(ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ

・往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース

・往復の航空と出発空港でのお弁当

・往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

6) 補助金

(1) 最低旅行代金等

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 平日3,000円 休日2,000円

日帰り商品 1人あたり 平日3,000円 休日2,000円

※最低旅行代金等未満の商品は販売補助金の対象となりません。

※休日は、宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日。）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

(2) 販売補助金適用率

旅行代金等の総額の20%

※ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。

(3) 販売補助金の上限額

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 3,000円

日帰り旅行商品 1人あたり 3,000円

※ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については1人1泊あたり5,000円

(4) 地域クーポン

平日2,000円 休日1,000円 ※地域クーポンの付与については、地域クーポンの取扱いについて記載された定めを確認ください。

(5) 利用泊数の制限：1旅行予約単位で7泊分まで

(6) 利用回数の制限：なし 但し1旅行当たりの補助対象は旅行期間によらず7泊分までです。

なお、販売補助金は配分された予算枠の範囲内での交付となります。

新うどん県泊まってかがわ割の要領

2. 本事業におけるかがわ割事務局での登録手続きについて

1) 本事業における登録申請

(1) 登録申請とは

情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金の予算枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請。かがわ割事務局では、旅行事業者がその対象となります。

※なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

(2) 登録申請の具体的な手続き

① 申請方法

(ア) かがわ割事務局メールまたは電話にて申請

② 申請に必要な情報

(ア) 香川県内に本社・支店・営業所がある旅行会社であること

(イ) 香川県の販売希望と販売計画

(ウ) 口座情報（事業者用）

(エ) (ウ) の口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等

(オ) 代理店リスト（統一様式第7号）

※旅行事業者で代理店の登録を申請する場合のみ（代理店とは委託元の旅行業者が予算枠を管理する代理店(提携店)を指します）。

2) 予算枠割当額決定および通知

(1) 予算枠割当額の決定

① 予算枠を各社単位で割り当てます。

② 具体的な香川県の予算枠は、「販売計画」の登録内容を審査し、協議の上、予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。

③ 申請書類を審査した結果、参画事業者の指定を行わない場合には、かがわ割事務局より通知します。

(2) 予算枠割当額の変更

① 決定通知後に、参画事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、かがわ割事務局へ「販売状況」を報告してください。

② 「販売状況」の登録内容を審査の上、販売補助金配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。

③ 参画事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。

④ 決定通知後に、参画事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。

3) 月次報告・実績報告の期間・方法

(1) 月次報告

① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、

【日帰り】クーポン配付報告書はかがわ割事務局へ報告

・7月分の実績は8月10日（水）必着

・8月分の実績は9月8日（金）必着

・9月分の実績は10月10日（火）必着

・10月分の実績は11月10日（金）必着

各月1回、次の書類をかがわ割事務局へ提出してください。なお、実績がない場合でも毎月提出が必要です。

【貸切バスを利用した旅行・宿泊商品】システムで申請

・各月1日から15日までの実績について各月末日までに、

・各月16日から末日までの実績について翌月15日までに、

各月2回、次の書類をシステムにて申請してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。

※7月22日から31日までの実績については、8月16日から8月末日までに申請ください。

※月1回で申請を行いたい事業者は、従前のとおり（月末締め、翌月15日までに提出）月1回申請することが可能です。

(ア) 補助金請求書（統一様式2号） (イ) 実績内訳シート（統一様式1号）

(ア) 新かがわ割クーポン配付報告書

(ア) に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの

② かがわ割事務局は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、参画事業者の指定口座に補助金を振込みます。

(2) 完了報告

① 予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までにかがわ割事務局に提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）

② 実績報告は次の書類の提出が必要です。

(ア) 完了報告書（統一様式8号）

(イ) その他必要と認めるもの

※ (ア) (イ) とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

新うどん県泊まってかがわ割の要領

4)補助金交付の条件

- (1) 販売実績報告書（月次）を基に審査後、「補助金交付申請書兼概算払請求書」を提出し、「補助金交付決定通知書」を受領した参画事業者が対象となります。
- (2) 参画事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 参画事業者は、補助金の事務処理にあたって、新うどん県泊まってかがわ割事務局が必要として指定した書類の一切を提出すること。
- (5) 申請内容の適格性等が確認できるまで、補助金の交付を留保します。
- (6) 参画登録内容に変更が生じた場合、速やかに修正を行うなど常に登録内容は最新であること及び登録された連絡先については、社会通念上、営業時間に該当する時間帯においては、新うどん県泊まってかがわ割事務局からの連絡をとれる体制であること。

5)状況報告および調査

県または事務局は必要に応じ補助対象者から報告を求め、エビデンスの提出を求めることがあります。また虚偽の申請と疑われる事案については警察等に相談し対応する場合があります。

6)補助金の取消し

- (1) 補助対象者が、事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金対象者が、補助金を補助金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が補助金事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をしたと認められた場合
- (4) 補助金を補助金事業以外の用途で使用した場合、補助金交付後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

7)補助金の返還

県または事務局は、参画事業者が本取扱要領の規定に違反した場合および不正な申請を行った場合は、補助金の全部または違反もしくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとします。

該当参画事業者は、県または事務局が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければなりません。

3.不正利用の防止

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じてください。

☆ ご不明な点等がある場合は、新かがわ割事務局にご連絡ください。

Q&A

No.	Q : 質問	A : 回答
		NEW
1	旅行会社として参画を検討していますが、参画するにはどうしたらよいでしょうか。	香川県内に本社・支店・営業所がある旅行会社が対象となります。参画希望の場合は事務局までご連絡ください。
2	自社ホームページでも、本事業をPRして良いですか。また、自社プロモーションとして、本事業の適用施設（会社）としてPRして良いですか。	構いません。自社ホームページへ掲載いただくなど、積極的に本事業をご活用ください。その場合には、本来の価格、補助金適用後の価格（本事業適用後の価格）を明示し、その差額にキャンペーンの支援があることを消費者が明確に認知できるようにしてください。キャンペーンのバナーやロゴデータをダウンロードいただけますのでご活用ください。
3	宿泊施設等の制限は無いのですか。	新うどん県泊まっかがわ割へ参画していることが条件となります。新かがわ割へ参画されていない宿泊事業者である場合は、新かがわ割の適用が受けられませんのでご注意ください。また、宿泊施設が途中で参画を辞退（取りやめた場合）も対象外となります。 ※参画している宿泊事業者はHPよりご確認ください。 https://new-kagawa-wari.com/
4	旅行代金の最大20%補助（上限3,000円・交通付の場合は上限5,000円）とのことですが、補助金額は1円単位ですか。	補助金額は1円単位となります。1円未満の端数については切り捨てとなります。
5	「補助は商品代金の20%が上限」とのことですが、必ず上限まで補助金を適用する必要はありますか。	地域観光事業支援の制度に鑑み、旅行者の不利益とならないよう、原則として上限額での補助をお願いいたします。
6	各旅行会社が発行する旅行ギフト券や宿泊ギフト券との併用は可能ですか。	旅行事業者でギフト券の取扱が可能であれば、併用は可能です。その場合は新かがわ割適用後の金額に対して使用してください。
7	各市町村等が行っている独自の宿泊割引や割引クーポン等との併用は可能ですか。	可能です。併用する場合は、他の全ての割引等を適用後、新かがわ割が適用されます。
8	インターネットの予約サイトポイントや他のキャンペーンで配布されるクーポンとの併用は可能ですか。併用可能な場合、補助金は、ポイントやクーポン等での割引後の金額と割引前の金額のどちらをもとに算出しますか。	併用可能です。旅行者が個人の財産として所有するOTAのポイント利用や、金券(旅行券)の場合は新かがわ割後の金額に対して利用となります。その他割引(クーポン、独自キャンペーン、互助会利用等)は、元となる旅行代金に適用し、その後新かがわ割を行います。
9	学校が実施する教育旅行は、キャンペーンの対象となりますか。	次の学校等が主体となり実施される、修学旅行等の教育を目的とした旅行は、通常の旅行と同様に扱えます。→幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、保育所、認定こども園、児童福祉法における自動福祉施設（なお、公費を利用する教職員等は対象外となります。） ☆次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等の名称如何は問いません。）は「旅行全体」が本事業の対象外です。 ※参加者の応援をするために本事業を利用することは制限しません。 （本事業対象外の特定大会） ・国民体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ） ・全国中学校体育大会（全中） ・全国健康福祉祭（ねりんピック） ・全国植樹祭 ・全国育樹祭 ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭） ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭） ※詳しくは「取扱マニュアル」（旅行事業者用）を参照ください。
10	OTAや自社サイトで販売する商品にキャンペーンの補助を適用する際は、新たにプランを作る必要がありますか。	OTAや旅行事業者の自社サイトで販売する商品へ補助金を適用する際、必ずしも新たなプランを作成いただく必要はありません。
11	費用が掛からない幼児も新かがわ割の補助対象の人数に含まれますか。	はい、含まれます。地域クーポンの対象にもなります。但し、幼児を含めた場合はお一人当たりの最低旅行代金を下回らないようご注意ください。
12	2023年全国旅行支援において、新かがわ割クーポンの使用方法で何か変更になったことはありますか。	2023年全国旅行支援では、国の方針（指示）により、原則、旅行者のスマートフォンを活用を前提とした『クーポンの電子化(電子クーポン)』となります。但し、スマートフォン等をお持ちでない方で、電子クーポンとしてご利用ができない旅行者は紙クーポンとしても利用いただける仕様となっております。利用方法につきましてはP11-12を参照ください。

Q&A

No.	Q：質問	A：回答
13	クーポンの発行事業者印がサイズに収まらない場合どうすれば良いでしょうか。 (日帰り旅行参画登録の旅行业業者のみ)	大きくはみ出しても構いません。ただし「①金額が隠れる」「②クーポン券番が隠れる」の2点になる場合は、手書き記入でも構いません。その場合は偽造防止のため、担当者印で構いませんので記入した横に押印をしてください。
14	電子クーポン券の発券の際に注意点はありますか。 (日帰り旅行参画登録の旅行业業者のみ)	スマートフォン等をお持ちでない方で、電子クーポンとしてご利用ができない旅行者は紙クーポンとしても利用いただけるため、有効期間の記載漏れや発行店舗印がないクーポンは紙クーポンとして利用できないので、必ずご記入いただく様をお願いします。 また、現在利用中の「新かがわ割クーポン(紙クーポン)」は年明け以降の全国旅行支援では一切使用できません。誤って旅行者にお渡しすることがないようにご注意願います。
15	新かがわ割クーポンの枚数は管理する必要がありますか。 (日帰り旅行参画登録の旅行业業者のみ)	必要となります。最終的に枚数に差異がある場合は事業者様にご負担いただく場合もございます。
16	クーポンが足りなくなったので、同じグループ会社から借りてもいいですか。	不可です。絶対に行わないでください。クーポンの枚数が少なくなってきたら早めに追加依頼をして下さい。
17	クーポン配付の報告は必要ですか。 (日帰り旅行参画登録の旅行业業者のみ)	月次報告(「新かがわ割クーポン」配付報告書)の提出をお願いします。また、クーポン配付時には「受領確認書」に署名をもらって下さい(「受領確認書」は提出を求めませんが、必要に応じて提出の依頼をする場合がありますので、必ず保管して下さい)。
18	教育旅行の日帰り旅行場合、学校側からの依頼により新かがわ割クーポンを発行をしないというレギュラー対応は可能ですか。 (日帰り旅行参画登録の旅行业業者のみ)	可能となります。その際、必要な書類に関しましては、学校側よりクーポン不要の署名を必ず受け取ってください。(書式は問いません) その後、月次報告書類に合わせてご提出をお願いいたします。
19	電子クーポン利用に伴って、地域クーポン券の利用範囲も広がりますか。	新かがわ割(地域限定)クーポン券の利用範囲は香川県内のみとなります。
20	旅行代金にクーポンは充当できますか。	一切不可です。
21	本人確認書類にはどんなものがありますか。	氏名及び住所が確認できる書類とし、運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険等被保険者証【住所記載必須】、年金手帳、官公庁職員身分証明書、介護保険被保険者証、公機関が発行した資格証明書、障害者手帳等各種福祉手帳、学生証【住所記載必須】、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 等と致します。 ※「住民票」や「公共料金の支払明細票」は本人確認書類にはなりません。 家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。
22	上記Q9に付随して、スポーツ少年団等は「学校等の活動」に含まれますか。	いわゆる地域の方々によるスポーツクラブ・少年団、PTA、こども会は含まれません。 ※あくまで、「学校等の活動」に該当するか否かで判断します。 例えば、放課後児童クラブ(学童)のような学校等の活動は含まれます。 <参考：その他> ・郊外学習(遠足・社会科見学)、学校のクラブ活動 などは学校等の活動に含まれます。

Q&A

No.	Q : 質問	A : 回答
23	同じく、上記Q9に付随して、「学校等の活動に同行する大人」には父兄（保護者）は含まれますか。	『2022/12/13付 観光庁事務連絡 6』には「学校等の活動の範囲内であれば」と記載があるので、教職員等の引率者や引率者が認めるもの（外部コーチ等）が同行者になります。また、父兄であっても学校等の活動に含まれるのであれば「学校等の活動に同行する大人」に含めることができます。 ※引率者が認める具体例としては、同伴する保護者・兄弟・カメラマン・運転手など
24	利用制限はありますか。	利用制限はありません。ただし、1旅行当たりの補助対象は旅行期間によらず7泊分までです。（連泊が否かを問わず）
25	上記Q24で1旅行当たり7泊までとのことですが、予約を分ければ7連泊後に続けて予約を入れても補助金の対象になりますか。	対象となりません。 7泊連後に最低1日以上をあけなければ連続した予約とみなし対象外となります。 ※実質的に連続した日付の場合は、予約を分割していても連泊とみなします。
26	5月8日以降も本人確認は必要でしょうか。	居住地確認や不正対策の観点から、本人確認の利用条件は、引き続き必要となります。今回の利用条件の変更は、ワクチン接種歴及び陰性の検査結果の確認のみが不要となるものです
27	7月以降の取扱いについて教えてください。	7月1日出発分からは貸切バスを利用した旅行・宿泊商品のみ対象となります。必ず宿泊施設へ全国旅行支援・新うどん県泊まってかがわ割クーポン発券依頼書の提出をしてください。提出がない場合はクーポンのお渡し・補助金が適応されません。
28	7月以降すべての宿泊施設は団体旅行の対象施設ですか。	7月以降も継続参画施設と参画しない施設がございます。公式HPで確認してください。（随時更新いたします）



かがわの歴史風情を感じる

Feel the historical atmosphere of Kagawa

特別名勝 栗林公園



Kagawa seasonal hospitality

かがわ 季節のおもてなし

Kagawa seasonal hospitality

季節のおもてなし会席

Kagawa seasonal hospitality



今からでも行ける!

ART SETOUCHI 瀬戸内 アート旅

「空の玉/紫雲洞」香木野枝

「赤かぼちゃ」草間彌生

「ダイダラウルトラボウ」伊東敏光+広島市立大学芸術学部有志